

国立大学法人豊橋技術科学大学点検・評価規則

(平成17年3月18日規則第28号)

目次

- 第1章 総則(第1条, 第2条)
- 第2章 組織等評価(第3条, 第4条)
- 第3章 個人評価(第5条, 第6条)
- 第4章 外部評価(第7条)
- 第5章 法人評価, 認証評価, 第三者評価(第8条)
- 第6章 客観的状況の調査結果等の反映(第9条)
- 第7章 評価結果の公表及び監事への報告(第10条, 第11条)
- 第8章 点検・評価委員会(第12条)
- 第9章 その他(第13条, 第14条)
- 附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人豊橋技術科学大学（以下「本法人」という。）が行う学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定に基づく自ら行う点検・評価（「以下「組織等評価」という。）、職員個人の活動状況に係る点検・評価（以下「個人評価」という。）及び組織等評価の評価結果について本法人以外の者による検証（以下「外部評価」という。）の実施並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第9条の規定に基づき設置された国立大学法人評価委員会による評価（以下「法人評価」という。）、学校教育法第109条第2項及び第3項の規定に基づく認証評価機関による評価（以下「認証評価」という。）及び国際的な認証を取得又は国際的な相互承認の協定等に加盟している評価機関等による評価（以下「第三者評価」という。）への対応に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 組織等評価, 個人評価, 外部評価の実施並びに法人評価, 認証評価及び第三者評価への対応は, 豊橋技術科学大学の使命や目的の実現に向けて, 教育及び研究, 組織及び運営, 並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し, 自主的・自律的な質の保証（内部質保証）を高め, 絶えず改善・向上及び機能強化を図ることを目的とする。

第2章 組織等評価

(組織等評価の対象)

第3条 組織等評価は, 次に掲げる部局等を単位として行い, これを本法人全体として取りまとめるものとする。

- (1) 教育組織（課程, 専攻）

- (2) 研究組織（系，総合教育院）
- (3) 研究所
- (4) 共同利用教育研究施設及びリサーチセンター
- (5) 附属図書館
- (6) 国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則（平成16年度通則第1号）第18条の規定により設置されたセンター及び本部等
- (7) 事務局

（組織等評価の実施，改善方策・改善計画の策定等）

第4条 部局等は，評価基準を踏まえ，評価項目ごとに現状把握，現状分析し，自ら点検・評価を行う。

- 2 部局等は，前項の点検・評価結果に基づく改善方策及び改善計画の策定を行う。
- 3 前項の策定を行うに当たっては，外部評価並びに法人評価，認証評価及び第三者評価の結果を踏まえるものとする。
- 4 組織等評価には，職員個人の活動状況に係るデータを収集し，利用することができる。
- 5 組織等評価の実施等に関し必要な事項は，別に定める。

第3章 個人評価

（個人評価の対象）

第5条 個人評価の対象とする職員は，国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則（平成16年度通則第1号。以下「組織通則」という。）第13条第1項第1号及び第2号に規定する教育職員及び一般職員とする。

（個人評価の実施）

第6条 個人評価は，評価の領域を設定し，その活動状況について，評価基準を踏まえ，評価項目ごとに評価を行う。

- 2 個人評価の実施に関し必要な事項は，別に定める。

第4章 外部評価

（外部評価の実施）

第7条 外部評価は，組織等評価の評価結果について，内部質保証システムの一環として必要に応じて行う。

- 2 部局等は外部評価結果に基づく改善方策及び改善計画の策定を行う。
- 3 外部評価の実施に関し必要な事項は，別に定める。

第5章 法人評価，認証評価，第三者評価

（法人評価，認証評価，第三者評価への対応）

第8条 法人評価，認証評価及び第三者評価への対応は，それぞれが定める実施要項

等に従い，適切に行うものとする。

- 2 部局等は法人評価，認証評価及び第三者評価の評価結果に基づく改善方策及び改善計画の策定を行う。

第6章 客観的状況の調査結果等の反映

(ステークホルダーの意見の反映等)

第9条 部局等は組織等評価，個人評価及び外部評価の実施並びに法人評価，認証評価及び第三者評価への対応に係る自己点検・評価の実施にあたり，ステークホルダー等からの意見等，客観的な状況の調査等の結果を適切に反映させる。

第7章 評価結果の公表及び監事への報告

(評価結果の公表)

第10条 学長は，組織等評価及び外部評価並びに法人評価，認証評価及び第三者評価の結果を公表する。

(監事への報告)

第11条 学長は，組織等評価及び外部評価並びに法人評価，認証評価及び第三者評価の結果を監事に報告するものとし，改善方策及び改善計画の策定したときも同様とする。

第8章 点検・評価委員会

(点検・評価委員会の設置)

第12条 本法人に，組織等評価，個人評価及び外部評価の実施並びに法人評価，認証評価及び第三者評価への対応に関し必要な企画・立案及び実施に関する総括等を行うため，大学点検・評価委員会を置く。

- 2 大学点検・評価委員会に関し必要な事項は，別に定める。

第9章 その他

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は，国立大学法人豊橋技術科学大学の規則の種類及び制定等に関する規程（平成16年度規程第1号）の規定にかかわらず，経営協議会及び教育研究評議会の議を経て学長が行う。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか，組織等評価，個人評価及び外部評価の実施並びに法人評価，認証評価及び第三者評価への対応に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度規則第4号（平成19年12月14日））

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度規則第7号（平成20年3月10日））

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度規則第21号（平成20年3月26日））

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度規則第3号（平成21年3月19日））

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度規則第10号（平成22年3月19日））

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度規則第4号（平成22年9月22日））

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成25年度規則第4号（平成25年11月28日））

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成27年度規則第20号（平成28年3月14日））

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度規則第9号（平成31年3月19日））

この規則は、平成31年4月1日から施行する。